

(公 印 省 略)
食生衛第 6 5 6 - 4 号
令和 5 年 8 月 1 0 日

群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 様

群馬県健康福祉部
食品・生活衛生課長 浅見 成志

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

このことについて、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から別添のとおり通知がありました。

省令改正の趣旨や内容のほか、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「一部改正法」という。）における事業譲渡に係る規定に関する運用上の留意事項等も示されておりますので、内容について御了知いただくとともに、貴組合員への周知をお願いします。

なお、省令の内容を踏まえた上で、一部改正法の施行に合わせ、群馬県旅館業条例及び群馬県旅館業法施行細則の改正を行う予定です。

担当：食品・生活衛生課
生活衛生係 渡邊
電話：027-226-2445